



税制改革法案成立

12月22日、トランプ米大統領は20日に議会で可決された税制改革法案に署名し、同政権が経済政策の柱と位置付ける税制の抜本改革が実現することになりました。

減税規模は10年間で、約1.5兆米ドル(約170兆円)となる見通しで、米国景気拡大の起爆剤となることが期待されます。

法人税率の大幅引き下げ

今回の税制改革の注目点は、米国の連邦法人税率が現行の35%から21%に大幅に引き下げられ、ドイツや日本を下回る見通しであることです。また、米国企業の海外子会社からの配当に対する課税も廃止されることとなり、法人減税の規模は、2027年までの10年間で約0.7兆米ドルと推計されています。税制改革法案の成立を受けて、米国企業が海外に留保する利益を米国に還流させることが見込まれ、手元資金が潤沢となる企業の投資活性化が期待できると見えています。

個人向けの減税規模は1兆米ドルを上回る

個人向けの税制については、所得税の最高税率引き下げ(39.6%→37%)のほか、基礎控除拡大や子育て世帯への税控除拡大などが盛り込まれました。財政への影響を抑えるため、2025年までの時限措置ではあるものの、減税規模は約1.1兆米ドルと、法人減税を上回る規模となっています。

【税制改革の主な内容】

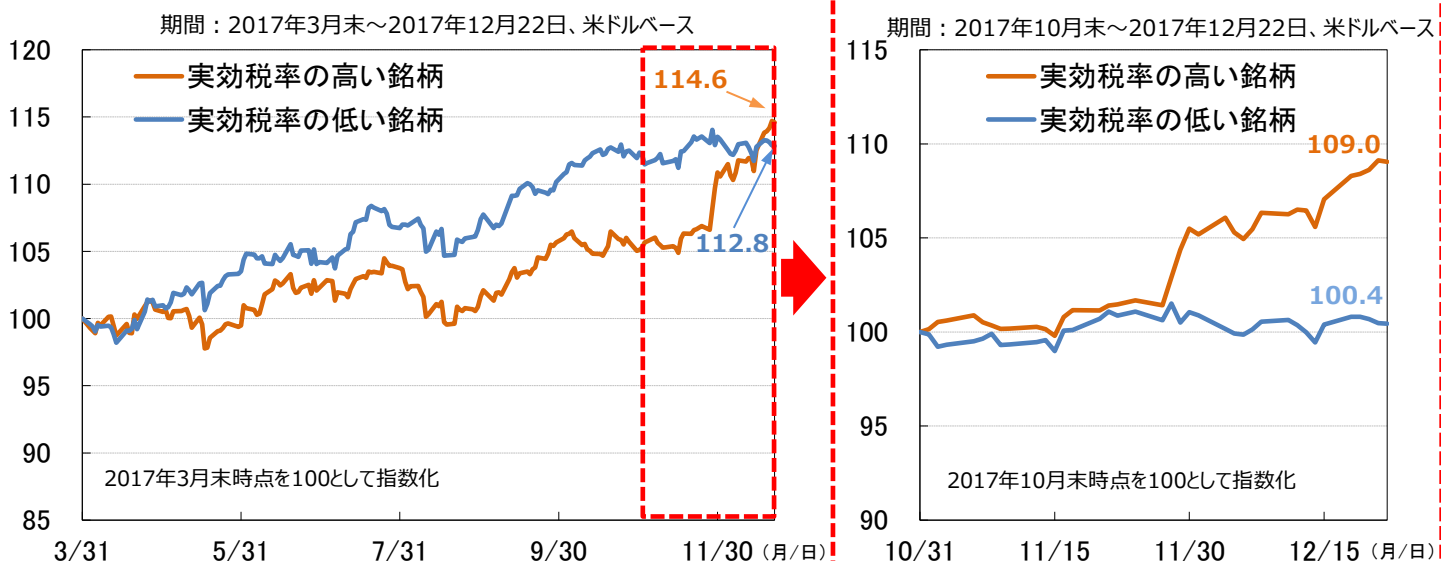
企業向け	約0.7兆米ドルの減税
<ul style="list-style-type: none"> ・連邦法人税率を35%から21%に引き下げ ・海外子会社からの配当への課税廃止 	
個人向け	約1.1兆米ドルの減税
<ul style="list-style-type: none"> ・所得税の最高税率を39.6%から37%に引き下げ ・基礎控除拡大、子育て世帯への税控除拡大(2025年までの時限措置) 	
国際税制	約0.3兆米ドルの増税
<ul style="list-style-type: none"> ・多国籍企業のグループ内取引に一部課税 ・企業の海外留保利益に対して課税(一度限り) 	
合計	約1.5兆米ドルの減税

出所: 各種報道

11月以降の米国株式動向について

米国株式市場では、税制改革が進まなかった9月までは、米国外においても事業を大規模に展開するIT企業などの「実効税率の低い銘柄(≒税負担の小さい企業)」のパフォーマンスが優位でしたが、11月以降は、今後税負担の軽減が予想される米国内を中心に事業を展開する小売企業や通信企業などの「実効税率の高い銘柄(≒税負担の大きい企業)」が優位となっています。

【米国株式の実効税率別のパフォーマンス推移】



実効税率の高い銘柄: S&P500種指数の構成銘柄のうち10年間で実効税率が高かった50社
実効税率の低い銘柄: S&P500種指数の構成銘柄のうち10年間で実効税率が低かった50社

出所: ブルームバーグ

※ 上記は当資料作成時点におけるK2アドバイザーズおよび弊社の見解を含んでおり、その内容は予告なく変更される場合があります。

※ 上記パフォーマンスは、ファンドのものではありません。

※ 上記は過去の実績であり、将来における実際の動向や運用成果等を示唆・保証するものではありません。



今後の見通し

米国景気・米国企業収益

企業および個人の税負担軽減による設備投資や個人消費の増加が予想され、**米国景気の拡大傾向が継続すると見込んでいます**。また、海外留保利益の米国への還流が予想され、還流資金は設備投資や買収、賃上げに加え、配当や自社株買い等にも充当される見込みです。これらの恩恵により、**2018年の米国企業のEPS（1株当たり収益）は、前年比10%強の増加が期待できると見えています**。

政策動向

選挙公約に掲げていた税制改革の実現を受けて、**2018年は、減税と並ぶ公約に位置付けるインフラ投資が政策の主要課題となります**。来年1月、道路や橋、空港などを改修する大型公共事業を中心とする**1兆米ドル規模のインフラ投資計画の詳細案が提示される見込み**で、米国景気のさらなる浮揚につながる政策と期待されています。

設定来の運用状況

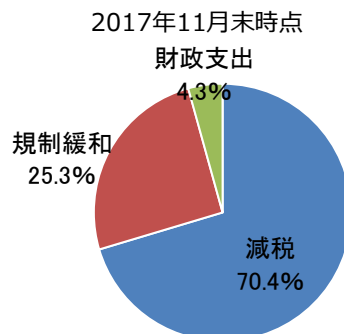
当ファンドでは、米国の3つの政策、「減税」、「財政支出」、「規制緩和」に着目して投資テーマを選定し、運用を行ってまいりました。

中でも、「減税」を重視したポートフォリオ構築を行い、米国の法人税率が下がることにより、企業のキャッシュフローが増加し、株主還元策の強化、事業の買収・売却による再構築などが促されることで、企業価値の向上が期待できると判断する銘柄に投資を行ってきました。

8月末頃まではトランプ政権と議会との間で折り合いがつかず、税制改革の先送り懸念が高まったことを受けて、軟調な展開となりましたが、11月以降は、減税法案の審議が上下院で進展し始め、12月に入り減税法案成立の実現性が高まってきたこと等を受けて、基準価額は上昇しました。

12月22日時点の基準価額（税引前分配金再投資ベース）は、（為替ヘッジなし）が10,771円、（為替ヘッジあり）が10,819円となっています。

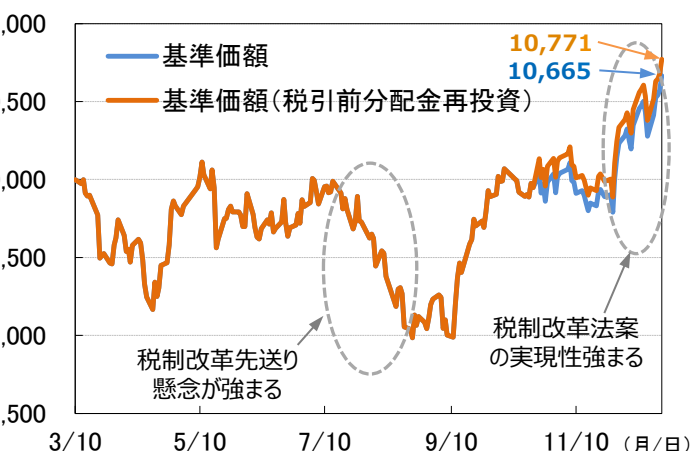
【政策別の組入比率】



- ※ マザーファンドの資産の状況を記載しています。
- ※ 株式時価総額に占める割合です。
- ※ 政策別に恩恵を受けると当社が判断する銘柄の組入比率です。

【（為替ヘッジなし）の基準価額推移】

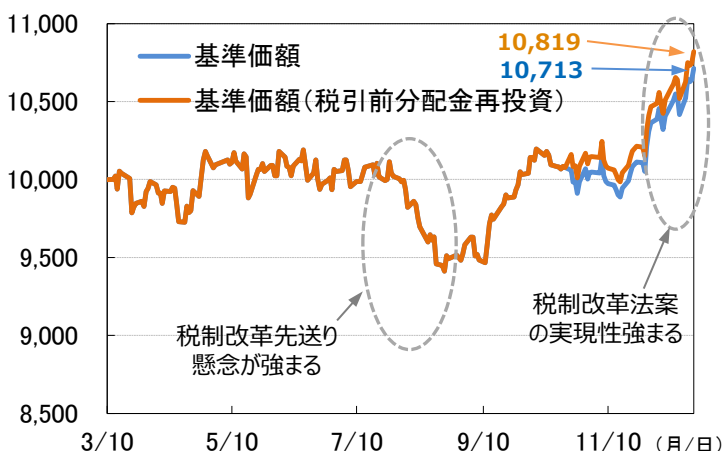
期間：2017年3月10日(設定日)～2017年12月22日



※基準価額は、信託報酬控除後、1万口あたりで表示しています。

【（為替ヘッジあり）の基準価額推移】

期間：2017年3月10日(設定日)～2017年12月22日



※ 上記は当資料作成時点におけるK2アドバイザーズおよび弊社の見解を含んでおり、その内容は予告なく変更される場合があります。
 ※ 上記は過去の実績であり、将来における実際の動向や運用成果等を示唆・保証するものではありません。



ファンドの特色



米国株式*の中から、米国の政策動向の分析をもとに株式投資の観点から魅力的な投資テーマを選定し、選定した投資テーマの中で恩恵を受けると判断する企業の株式に投資します。

※ 投資テーマは適宜見直しを行います。

* DR（預託証券）およびREIT（不動産投資信託証券）に投資する場合があります。

DR（預託証券）とは、ある国の企業が自国以外の国で株式を流通させる場合に、株式そのものは銀行等に預託して、その代替として発行し、上場された証券です。主に米ドル建てで発行され、米国市場等で取引されます。



運用にあたっては、世界有数の資産運用会社の一つであるフランクリン・テンプルトン・グループ傘下のK 2アドバイザーズ・ジャパンによる投資助言をもとに東京海上アセットマネジメントが投資判断を行います。



為替ヘッジを行わないファンドと為替ヘッジを行うファンドがあります。

<東京海上・米国政策関連株式ファンド（為替ヘッジなし）>

●外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

<東京海上・米国政策関連株式ファンド（為替ヘッジあり）>

●外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行うことにより為替変動リスクの低減を図ります。

※ 為替ヘッジを行うことで、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

※ 一般的に、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、これらの金利差相当分のヘッジコストが発生します。

ただし、為替市場における需給の影響等によっては、金利差相当分以上のヘッジコストがかかる場合があります。

* 各ファンド間でスイッチングが可能な場合があります。販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。



年4回決算を行います。

毎年1月、4月、7月および10月の各22日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、分配方針に基づいて収益分配を行います。

※ 分配金額は、委託会社が基準価額の水準や市場動向等を勘案して決定します。

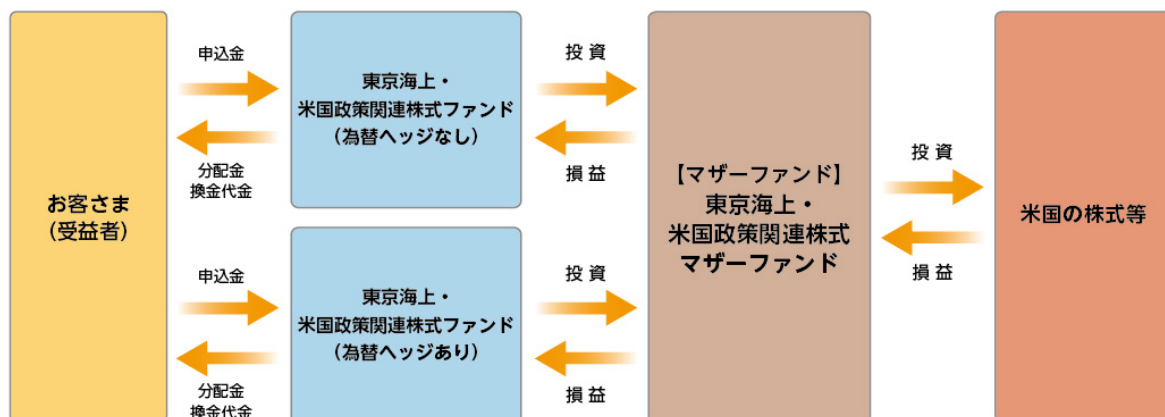
※ 分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について、示唆・保証するものではありません。実際の分配金額は運用実績に応じて決定されます。

※ 4ページの「収益分配金に関する留意事項」をご覧ください。

ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。



※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンド（親投資信託）に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。



ファンドの主なリスク

詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

当ファンドは、米国の株式等値動きのある証券を実質的な投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは**元本が保証されているものではありません**。委託会社の運用指図によって**信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者に帰属します**。投資信託は**預貯金や保険と異なります**。
当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、**投資元本を割り込むことがあります**。

株価変動リスク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。 なお、「為替ヘッジあり」は原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨建ての金利より低い場合、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかります。ただし、為替市場における需給の影響等によっては、金利差相当分以上のヘッジコストがかかる場合があります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。
流動性リスク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。投資テーマによっては、REITの組入比率が高まる場合があります。その場合、REITにかかる金利変動リスク・信用リスク・法制度等の変更リスクが想定され、これらの影響により基準価額が下落することがあります。

【収益分配金に関する留意事項】

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさった場合も同様です。

【一般的な留意事項】

- 当資料は、東京海上アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。投資信託説明書(交付目論見書)は販売会社までご請求ください。
- 当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表等の内容は、将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。
- 投資信託は、値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- 投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。
- 投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。



お申込みメモ

詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

購入の申込み	原則として、毎営業日にお申込みを受け付けます。 ※ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日には、受付を行いません。 ※受付は午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みについては、翌営業日受付の取り扱いとなります。
購入単位	販売会社やお申込みのコース等によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
換金の請求	原則として、毎営業日にお申込みを受け付けます。 ※ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日には、受付を行いません。 ※受付は午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みについては、翌営業日受付の取り扱いとなります。
換金単位	販売会社やお申込みのコース等によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金請求受付日から起算して、5営業日目からお支払いします。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入(スイッチングによる申込を含みます。)・換金のお申込みの受付を中止することおよび既に受け付けた購入(スイッチングによる申込を含みます。)・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
繰上償還	受益権の総口数が10億口を下回るようになったとき、ファンドを償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還することがあります。
信託期間	2022年7月22日まで(2017年3月10日設定)
決算日	1月、4月、7月および10月の各22日(年4回。ただし、当日が休業日の場合には翌営業日とします。)
収益分配	年4回の決算時に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。
課税関係	収益分配時の普通分配金、換金時および償還時の差益に対して課税されます。 ※課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ※公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 ※上記は、2017年8月末現在のもので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。
スイッチング	各ファンド間でスイッチングが可能な場合があります。販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

当ファンドにかかる手数料等について

詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

<購入時に直接ご負担いただく費用>

購入時手数料: 購入価額に**3.24% (税抜3%)**の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<換金時に直接ご負担いただく費用>

換金手数料: 換金手数料はありません。

信託財産留保額: 信託財産留保額はありません。

<投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用>

信託報酬: 信託財産の純資産総額に対し、**年1.917% (税抜1.775%)**の率を乗じて得た額

その他の費用: 信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0108%(上限年97.2万円))、信託事務等に要する諸費用、立替金の利息、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用および借入金の利息等が保有期間中、その都度がかかります。

※監査費用を除くこれらの費用は実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当ファンドの手数料等の合計金額については、保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

- 委託会社: 東京海上アセットマネジメント株式会社 信託財産の運用指図などを行います。
- 商号等: 東京海上アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第361号
- 加入協会: 一般社団法人 投資信託協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
- 受託会社: 三菱UFJ信託銀行株式会社 信託財産の保管・管理などを行います。
- 販売会社: 投資信託説明書(目論見書)のご提供、募集・販売の取扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償還金の支払いなどを行います。

商号(五十音順)	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第6号	○		○	
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第370号	○			
宇都宮証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第32号	○			
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号	○		○	○
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第75号	○			
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1977号	○			
ほくほくTT証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第24号	○			
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第8号	○			

※株式会社池田泉州銀行は、東京海上・米国政策関連株式ファンド(為替ヘッジなし)のみのお取扱いとなります。